

令和2年12月15日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和2年第12回）議事録

1. 開催日時 令和2年12月15日（火曜日）午後2時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1番 齋藤 誠	13番 佐々木 知 榮
2番 畑山 留美子	14番 加藤 三 敏
3番 佐藤 喜 勝	16番 富 樫 公 一
4番 岡部 五一郎	17番 伊藤 直 子
5番 佐々木 亨	18番 菅 原 文 克
6番 小野 晃 一	19番 佐藤 秀 孝
7番 大瀧 浪 雄	20番 佐藤 源 樹
8番 小松 健	21番 庄 司 和 夫
9番 小松 幸 夫	22番 伊藤 剛
10番 佐藤 順	23番 吉尾 麻 美
11番 佐藤 崇	24番 佐藤 系 悦
12番 佐々木 純 一	

4. 欠席した委員（1名）

15番 石井 勲

5. 議事日程第1号 令和2年12月15日 午後2時 開会

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 報告第7号 農業委員会法改正5年後調査への回答について

第6. 議案第104号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件

第7. 議案第105号 農地法第3条の規定による所有権移転の件

第8. 議案第106号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第9. 議案第107号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第10. 議案第108号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第11. 議案第109号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件

第12. 議案第110号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第13. 議案第111号 由利本荘市農地賃借料情報の公表について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋 孝 紀	次 長	豊嶋 昌 則
農地班長	小松 和 則	農政班長	二見 真 之
主 査	釜台 勇 樹	主 任	佐々木 智 慧
主任(矢島庶務班)	村上 崇 敬	主任(岩城庶務班)	佐賀 歩

技師(由利庶務班)	豊島達也	主事(大内庶務班)	池田卓也
主事(東由利庶務班)	遠藤大騎	主事(西目庶務班)	高橋菜摘
主任(鳥海庶務班)	櫻井浩規		

8. 総会議長  
佐藤系悦

9. 議事録署名委員  
13番 佐々木 知 榮  
14番 加藤 三 敏

## 10. 会議の概要

### ○議長

これより、令和2年12月2日公示招集されました、令和2年第13回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。15番・石井勲委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。本日の提出案件は、報告第7号から議案第111号までの計9件であります。

### ○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

### ○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、13番佐々木知榮委員、14番加藤三敏委員の両名を指名いたします。

### ○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

### ○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りとして、これにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りとして決定いたしました。

### ○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

【会務報告】

### ○議長

日程第5、報告第7号 「農業委員会法改正5年後調査について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

### ○事務局

(一般社団法人全国農業会議所が実施する農業委員会法改正5年後調査に対する回答について、別紙調査書の内容を総務委員会で協議し、会長による専決処分がされたことについて報告する。)

○議長

報告第7号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますので、質問・意見は省略して、報告のとおり承認することに決定してご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認め、報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第104号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金の受給に伴う経営移譲の新規、再設定である旨説明する。)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

(農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第104号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第104号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第105号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人または譲渡人の要望、贈与によるものであり、贈与税についても説明済みである旨説明する。)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

事務局

(農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第105号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第105号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第106号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、A委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

1番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権の新規であり、期間は5年であり、計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を充たしている旨説明する。)

○議長

1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第106号1番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

引き続き、議案第106号を議題としますが、本議案の2番から29番につきましては、B委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【B委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

2番から29番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、賃借権の再設定、期間は1年または3年であり、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を充たしている旨説明する。)

○議長

2番から29番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第106号2番から29番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号2番から29番は、原案どおり承認することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【B委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

引き続き、議案第106号を議題としますが、本議案の30番につきましては、C委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【C委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

30番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年であり、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を充たしている旨説明する。)

○議長

30番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第106号30番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号30番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【C委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

引き続き、議案第106号を議題としますが、本議案の31番及び32番につきましては、私に関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席し、

16番富樫公一会長職務代理者と議長を交替いたします。

暫時休憩いたします。

【会長退席、富樫会長職務代理者が議長席に着席】

○議長（富樫会長職務代理者）

会議を再開いたします。

31番及び32番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、賃借権の再設定、期間は10年であり、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を充たしている旨説明する。）

○議長（富樫会長職務代理者）

31番及び32番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第106号31番及び32番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号31番及び32番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【富樫会長職務代理者が自席に着席、会長が議長席に着席】

○議長

会議を再開いたします。

引き続き、議案第106号を議題としますが、本議案の33番から35番につきましては、D委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【D委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

33番から35番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規または再設定、期間は3年または10年であり、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を充たしている旨説明する。）

○議長

33番から35番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第106号33番から35番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号33番から35番は、原案どおり承認することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

【D委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

引き続き、議案第106号を議題としますが、本議案の36番から42番につきましては、E委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【E委員退席】

○会議を再開いたします。

36番から42番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規または再設定であり、期間は4年または10年であり、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を充たしている旨説明する。)

○議長

36番から42番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第106号36番から42番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号36番から42番は、原案どおり承認することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

【E委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第106号43番から758番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、使用貸借権・賃借権の新規または再設定、期間は1年から20年である旨説明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

(計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を充たしている旨説明する。)

○議長

議案第106号43番から758番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【3番・佐藤喜勝委員手を挙げる】

○議長

3番佐藤喜勝委員。

○3番・佐藤喜勝委員

61ページ、679番について、もう少し詳しく教えてください。

○事務局

(議案106号679番について、由利本荘市から設定を受けていた個人が、法人を設立し、継続して使用するための変更である旨説明する。)

○議長

佐藤委員よろしいでしょうか。

【3番・佐藤喜勝委員手を挙げる】

○議長

3番佐藤喜勝委員。

○3番・佐藤喜勝委員

期間は1年間となっていますが、今後も継続してやっていくということですか。

○事務局

(市と個人の契約期間が、令和4年3月31日で終わるが、今回の事案は残存期間の1年である旨説明する。)

○議長

他にありますか。

【1番・齋藤誠委員手を挙げる】

○議長

1番齋藤誠委員。

(この案件について経緯を補足。農地を継続していくため県と相談しながら進めている事業である旨説明する。)

○議長

齋藤委員さん、情報ありがとうございました。なんとか続けられるよう、アドバイスなどしていただければと思います。

他にご質問・ご意見はございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。お諮りいたします。議案第106号43番から758番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号43番から758番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第107号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

(計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を充たしている旨説明する。)

○議長

議案第107号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第107号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第108号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画を確認したこと。不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであること」に該当し、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第108号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第108号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第108号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり

ます。

お諮りいたします。議案第108号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第109号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、はじめに1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

1番の説明が終わりました。

次に、2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

2番の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

(1番及び2番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する)

○議長

ご苦労様でした。

次に、3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

3番の説明が終わりました。

なお、3番の現地調査につきましては、令和2年第10回総会議案第86号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案について」の審議の際に、すでに報告を受けておりますので、省略

致します。

ただいまの議案第109号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第109号1番及び2番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、3番は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに1番及び2番につきましてお諮りいたします。

議案第109号1番及び2番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第109号1番及び2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、3番につきましてお諮りいたします。

議案第109号3番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第109号3番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

#### ○議長

日程第12、議案第110号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

#### 事務局

（議案書に基づき朗読し、申請地は約20年前から耕作しておらず、草木が生え、現在は原野化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

#### ○議長

これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、13番佐々木知榮委員。

#### ○13番・佐々木知榮委員

（現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況、周辺に農地はないことから営農への支障がないこと、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

#### ○議長

ご苦労様でした。

ただいまの議案第110号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

お諮りいたします。議案第110号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第111号「由利本荘市農地賃借料情報の公表について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(別紙「由利本荘市農地賃借料情報(案)」について説明し、これらの内容は、第3回農政委員会において協議した結果によるものである旨説明する。また、議決後は、農業委員会だより1月1日号とホームページで公表する旨説明する。)

○議長

ただいまの議案第111号の事務局説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第111号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時19分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

佐 藤 系 悦

議事録署名委員

佐々木 知 榮

議事録署名委員

加 藤 三 敏